

## 公事業所税領収証書

市町村コード	272051
大阪府	吹田市
吹田市	吹田市

## 公事業所税領収証通知書

市町村コード	272051
大阪府	吹田市
吹田市	吹田市

口座番号	加入者	吹田市会計管理者			
00920-3-960183					
住所(所在地)					
氏名(名称)					
納付書類	課税年度	調定年度	通知書番号		
39 002	年 度	年 度	39 002		
年月日から	年月日まで	申告区分	年月日から	年月日まで	申告区分
01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22	01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22
税 税額	百十億千百万十円	税 税額	百十億千百万十円		
延滞金	01	延滞金	02		
督促手数料	03	督促手数料	04		
合計額	05	合計額	05		
納付期限	年 月 日	納付期限	年 月 日		
取りまとめ金融機関名	領取印	領取印	領取印		
〒539-8794	口	日計	日付印		
大阪府金事務センター	円				
吹田市指定金融機関又は					
吹田市取扱代理金融機関					
上記のとおり取扱しましたから通知します。(吹田市保管)					

納付書類	課税年度	調定年度	通知書番号		
39 002	年 度	年 度	39 002		
年月日から	年月日まで	申告区分	年月日から	年月日まで	申告区分
01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22	01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22
税 税額	百十億千百万十円	税 税額	百十億千百万十円		
延滞金	01	延滞金	02		
督促手数料	03	督促手数料	04		
合計額	05	合計額	05		
納付期限	年 月 日	納付期限	年 月 日		
上記のとおり領取しました。(領取者保管)					
○この領取證印は、吹田市指定金融機関、吹田市取扱代理金融機関又は吹田市会計管理者の領取印を押すことにによって、その効力を生じます。ただし、小切手に捺付された場合は、その交換算替わったあとでなければ、効力が生じません。					
○領取證印は、年間保管して下さい。					
○この納付書は、3枚1組となりますので、切り離さず提出してください。					
上記のとおり納付します。(受付局又は銀行保管)					

納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号		
39 002	年 度	年 度	39 002		
年月日から	年月日まで	申告区分	年月日から	年月日まで	申告区分
01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22	01 11 21 22	申告・修正・決定・更正	01 11 21 22
税 税額	百十億千百万十円	税 税額	百十億千百万十円		
延滞金	01	延滞金	02		
督促手数料	03	督促手数料	04		
合計額	05	合計額	05		
納付期限	年 月 日	納付期限	年 月 日		
上記のとおり領取しました。(領取者保管)					
○この領取證印は、吹田市指定金融機関、吹田市取扱代理金融機関又は吹田市会計管理者の領取印を押すことにによって、その効力を生じます。ただし、小切手に捺付された場合は、その交換算替わったあとでなければ、効力が生じません。					
○領取證印は、年間保管して下さい。					
○この納付書は、3枚1組となりますので、切り離さず提出してください。					

吹田市収納代理金融機関（順序不同）

1. 納付(入)場所  
 (1) 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)  
 (2) 吹田市青柳ビル前

(2) 以降は、(1)に並んで、生産と販賣の  
・右記金融機関の本店、支店又は出張所  
・近畿2府4県(京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県)内のゆきうち銀行  
ただし、指定納付期限を過ぎると取扱い

## 2. 注意事項

(1) この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領印を押すこ

(2) とによつて、その効力を生じます。ただし、小切手で納付(入)された場合は、その交換計算が終わつた後でなければその効力を生じません。納期限を経過してからお納めになるときは、納定期限から延滞金を本税に加算して納付していただかなければなりません。延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を跨ぐまでの期間による)です。

については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時ににおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割

合です。  
イ 平成26年1月1日以後の期間については、当該期間に属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」といふ)が年7.3パーセントの下限に満たない場合には、その年(以下「延滞金特別基準割合適用年」という)。

(ア) 年14.6パーセントによる当該年における延滞料率を基準割合とする。

(イ) 年7.3バーセントの割合にあっては、該当延滞金  
を超過する場合には、年7.3バーセントの割合  
を発付するとと、督促状を発送する。

第三回 納付(入)に関するお問い合わせは

課税については…税制課  
電話 06-6384-1244（直通）  
納税については…納税課  
電話 06-6384-1283（直通）






（令和5年4月1日現在）